

新たな総合計画策定作業方針

1 策定に向けた考え方

(1) 趣旨・背景

- ・本市では、市政運営の基本方針として平成 17 (2005) 年に策定した、「川崎再生フロンティアプラン」に基づき、総合的かつ計画的な施策の推進を図ってきました。
- ・しかしながら、現行計画の策定から 9 年が経過し、この間、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、東日本大震災の発生など、社会経済状況や本市を取り巻く環境が急速に変化していることから、これらに的確に対応する必要があります。
- ・平成 26 (2014) 年度当初予算では、減債基金からの新規借入れをせずに収支均衡を確保したものの、同時に策定した「今後の収支見通し」においては、平成 27 (2015) 年度以降に再び収支不足が見込まれています。
- ・こうしたことから、必要な市民サービスを将来にわたって安定的に提供するとともに、成長産業の育成を図ることなどで国際競争力を強化し、持続可能な地域経営を図るため、市民や議員の皆様の声をお聴きしながら、将来を見据え、中長期的な視点で新たな総合計画を策定するものです。

(2) 計画の体系等

① 計画の構造

3層構造（基本構想、基本計画、実施計画）を基本としながら、社会経済状況の変化等に柔軟に対応できるよう、それぞれの関係及び役割について整理していきます。

② 計画期間

社会経済状況や本市を取り巻く環境が急激に変化していることから、短期に取り組むべき項目と、中長期的に取り組むべき項目やビジョンを整理し、川崎の目指すべき将来像を示す「基本構想」（期間を定めない）、概ね 10 年を期間とする「基本計画」、原則として 4 年を期間とし、財源などに裏付けられた実行性の高い「実施計画」を策定します。

2 基本構想の概要

(1) 名称

- ・（仮称）川崎市新基本構想とし、今後検討を進めます。

(2) 計画期間

- ・本市の人口動態等に大きな変化が見込まれる今後 30 年程度を展望しながら、市政運営の基本理念等を定める構想として検討を進めます。

(3) 構成

- ・概ね、以下の内容を記載する方向で策定作業を推進します。

- ① 策定の趣旨・目的
- ② 市政運営の基本理念・基本目標
- ③ 望ましい都市像

3 基本計画の概要

(1) 名称

- ・ (仮称) 川崎市新基本計画とし、副題も含め、今後検討します。

(2) 計画期間

- ・ 平成28(2016)年度から概ね10年間を対象期間とする長期計画として検討を進めます。

(3) 構成

- ・ 概ね、以下の内容を記載する方向で策定作業を推進します。
 - ① 導入・序章(策定の趣旨、本市の概況、都市構造、交通体系など)
 - ② 計画の枠組み(計画体系、将来人口推計など)
 - ③ 基本的な方針(計画期間における市政運営の考え方など)
 - ④ 施策展開の方向性

4 実施計画の概要

(1) 名称

- ・ (仮称) 川崎市新総合計画第1期実施計画とし、今後検討します。

(2) 計画期間

- ・ 平成28(2016)年度から平成29(2017)年度の2年間を対象とする、財源の裏付けのある実行性の高い中期計画として検討を進めます。
- ・ ただし、平成26(2014)年度及び平成27(2015)年度の2年間については、主な取組の実績を実施計画に記載する方向で検討します。
- ・ また、第2期及び第3期実施計画の計画期間はそれぞれ4年間で想定しています。

(3) 構成

- ・ 概ね、以下の内容を記載する方向で策定作業を推進します。
 - ① 導入・序章(策定の趣旨、本市の概況、都市構造、交通体系など)
 - ② 計画の枠組み(計画体系、将来人口推計など)
 - ③ 「区計画」(区の現状・課題、まちづくりの基本目標、施策の具体的な展開など)
 - ④ 「政策体系別計画」(施策の具体的な展開など)

5 策定作業の基本的な進め方及び策定推進体制

(1) 策定作業の基本的な進め方

- ① 市政運営の基本理念や都市像の検討
 - ・ 「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち」を目指して、子育て支援や教育、高齢者福祉等の充実による「安心のふるさとづくり」と、ライフイノベーションなど、超高齢社会においても成長の見込める産業分野における取組等による「力強い産業都市づくり」をバランスよく推進する方向で検討を進めます。

- ② 将来人口推計や社会経済状況の変化等を踏まえた長期的なまちづくりの検討
- ・ 将来人口推計を踏まえて、引き続き見込まれる人口増への対応を図るとともに、少子高齢化の急速な進展や、人口減少社会の到来を見据え、長期的なまちづくりの方向性について検討します。
 - ・ 子どもたちの笑顔があふれるまちづくりや、医療と介護の連携など誰もが安心して地域で暮らし続けられる仕組みづくり、高齢者が元気に生きがいを持って暮らせる環境整備等について推進します。
 - ・ 東日本大震災の教訓等を踏まえて、臨海部における防災対策や、公共建築物・民間建築物の耐震化をはじめとした災害に強いまちづくりを進めます。
 - ・ 生命科学・医療技術・介護・環境・エネルギーなど、少子高齢・人口減少社会においても成長が見込まれる分野におけるイノベーションの推進をはじめとした産業の振興に取り組みます。
 - ・ 地球温暖化の進行など、環境問題は我が国全体で取り組むべき、大きなテーマのひとつです。廃棄物の減量化や再利用など、資源循環型社会への転換や、自然と調和したまちづくりに取り組むとともに、スマートシティの構築に向けた取組を進めます。
 - ・ 首都圏の好位置にある本市の特性を活かして、都市構造や交通体系、都市インフラの老朽化への計画的対応などについて、長期的な視点で検討を進めます。
 - ・ 2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、国際都市としての取組や、都市イメージの向上、ユニバーサルデザインのまちづくりなどをさらに進めます。
 - ・ 市民・事業者・行政等が協力してまちづくりを進めるため、計画策定の中でそれぞれが担う役割を明らかにしていきます。
- ③ 行財政改革に関する計画との連携
- ・ 待機児童の解消や中学校給食の導入をはじめ、多様な市民ニーズに対応していくためには、不断の改革が不可欠であり、改革の目的や効果をわかりやすくお示ししながら、引き続き、行財政改革に取り組んでいきます。
 - ・ また、民間でできることは民間に任せるなど、多様な行政課題に対応する執行体制の構築を推進するとともに、「自助」「共助」「公助」のバランスのとれたまちづくりを進めることにより、持続可能な行財政基盤の構築に取り組みます。
- ④ 区役所のあり方等の検討
- ・ 身近な課題は身近なところで解決するという「補完性の原則」の観点から、区役所が地域の総合的視点から、主体的に地域の課題解決を進められるよう、これからの区役所のあり方を明らかにし、予算や権限の移譲を行うなどの権限強化に向けた取組を進めます。
- ⑤ 収支見通し等を踏まえた事業計画の調整等による実行性の確保
- ・ 今後も収支不足が見込まれる中においても、市民生活の安全安心の確保に必要な市民サービスを着実に提供するため、収支見通しなどにより財政状況を適確に捉え、新たな財政的枠組みを設定するとともに、財源の裏付けのある計画となるよう、施策・事業の調整を図ります。
 - ・ また、中長期的な事業の進捗率なども見据えて、確実に事業を推進することができるよう、事業費やスケジュールを精査するなど、計画の実行性を確保する調整を図ります。

⑥ 策定プロセスにおける市民や職員の参加の促進

ア 「対話」と「現場主義」に基づく計画策定

市民との対話を基本に、市民活動や企業活動の現場からの問題提起や、行政サービスの最前線での具体的な諸課題を重視しながら策定を進めます。

イ プロセス重視と参加手法の積極的導入

計画策定プロセスを重視し、従来行われてきたアンケート調査やパブリック・コメント、出前説明会等に加え、ビッグデータを活用した新たな計画策定手法や、無作為抽出した市民からの意見聴取、さまざまな場を活用した各種参加手法の導入の検討や、地域環境図集（地区カルテ）等の作成などにより、市民の参加と成熟した討議を可能とする策定手法の導入を検討します。

ウ 職員参加による計画策定

職員個人や組織としての政策形成能力のさらなる向上が求められている中、計画策定への職員参加も重要な視点であることから、各局区における各種ワーキンググループによる検討などにより、全ての職員が課題意識を持って計画策定を推進します。

（２）策定推進体制

① 川崎市総合計画策定推進本部（庁内）

- ・ 新たな総合計画の企画及び立案については、市長を本部長、副市長を副本部長とする総合計画策定推進本部において推進します。
- ・ 本部長が本部員（各局区の局長等）を召集して開催する本部会議のほかに、必要に応じて総合企画局長が総括企画主管（各局区の企画担当部長等）又は企画主管（企画担当課長等）を召集して推進幹事会を開催するとともに、テーマ別の推進幹事会を開催するなど機動的に検討を進めます。
- ・ 各局区においては、それぞれ局本部、区本部を設置し、局本部においては所管事業の検討、区本部においては、区計画の検討を進めることにします。

② （仮称）川崎市総合計画策定検討委員会

- ・ 新たな総合計画の策定に関して、専門的な意見具申及び助言を行うため、学識経験者等で構成する検討委員会を設置します。

③ （仮称）川崎市総合計画策定市民委員会

- ・ 新たな総合計画の策定に関して、市民目線の意見具申及び助言を行うため、公募市民等で構成する市民委員会を設置します。

6 計画策定までのスケジュール概要

平成 26 年	4 月 22 日	新たな総合計画策定作業方針の確認・周知
	5 月	各局区本部設置
	6 月～7 月	無作為抽出した市民からの意見聴取の実施 (それぞれの行政区で実施：全 7 回)
	7 月～8 月	サマーレビュー
	8 月下旬頃	策定方針公表

平成 27 年	4 月	基本構想・基本計画策定作業中間報告
	7 月	基本構想・基本計画素案公表
	10 月	実施計画の主な取組 公表
	12 月	基本構想・基本計画 議会上程
平成 28 年	2 月	実施計画案公表
	3 月	新たな総合計画策定

現時点での想定

7 その他

(1) サマーレビューに向けた取組

- ・ 中長期的な視点により、事業展開が図られるよう、サマーレビューでは、基本構想策定を視野に入れ、今後30年程度の長期構想を展望しながら、政策体系の再構築を図るとともに、基本計画の計画期間である10年間の政策の基本的な方向性や、平成27年度及び第1期実施計画の計画期間である平成28年度～平成29年度の具体的な取組を検討する予定です。
- ・ 各局区においては、この策定作業方針を踏まえ、策定推進体制を整備し、サマーレビューまでにそれぞれの政策領域において、施策の方向性等についての検討を進めます。
- ・ また、財源の裏付けのある実行性の高い計画とするために、各局区においては、中長期的な視点で、施策・事業の見直しや再構築に積極的に取り組み、施策の優先順位付けを明確にするよう、検討を進めます。

(2) 局区間の調整

- ・ 各局で検討を進める施策については、適切なタイミングで区へ情報を提供するとともに、区計画を検討する過程で区が把握した区民ニーズについては、区としての考え方をとりまとめたうえで、局と調整を進めます。

(3) 分野別計画について

- ・ 各局区で所管している分野別の計画については、新たな総合計画の策定作業と連携して内容や改定時期について、個別に検討を進めます。
- ・ 新たな総合計画では、一定の政策分野を担う重要な計画を「分野別計画」として位置付ける方向で検討し、新たな総合計画と内容の整合を図るとともに、改定時期や計画期間は法律等で定めのあるものを除き、可能な限り整合を図る方向で検討します。

(4) 進行管理について

- ・ 重点的な事業へのアウトカム指標の導入検討など、成果がわかりやすい仕組みの構築を図ります。
- ・ 事務の効率化を進めるとともに、PDCAサイクルをより有効に機能させるため、対象事業や評価手法の再構築を図ります。

(5) 行財政改革に関する計画の策定について

- ・ 総合計画に基づく施策を着実に推進していくためには、メリハリのある行財政改革により将来にわたる財政状況等を的確に捉えた持続可能な財政基盤を構築していく必要があることから、総合計画の策定作業と連携し、行財政改革に関する計画の策定に取り組んでいきます。